

平成29年7月14日

打消し表示に関する実態調査報告書の公表について

消費者庁は、打消し表示に関する実態調査を行い、その結果に基づき、景品表示法上の考え方を取りまとめましたので、これを公表します。

事業者が商品・サービスの内容や取引条件について訴求するいわゆる強調表示は、対象商品・サービスの全てについて、無条件、無制約に当てはまるものと一般消費者に受け止められるため、仮に例外条件や制約条件などがあるときは、その旨の表示（打消し表示）を分かりやすく適切に行わなければ、一般消費者に誤認され、不当表示として景品表示法上問題となるおそれがあります。

消費者庁では、打消し表示の実態を調査するために、打消し表示が含まれている表示物を収集・整理するとともに、幅広い年代の消費者を対象とした意識調査を行いました。

今般、上記の調査結果に基づき、景品表示法上の考え方を整理し、「打消し表示に関する実態調査報告書」を取りまとめましたので、公表いたします。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 山崎 田中

電話：03(3507)9233（直通）

ホームページ：<http://www.caa.go.jp/>